

1. 農用地・水路・農道等の地域資源維持および農村環境保全のため草刈りや水路の泥上げを実施。

- ・畦畔・水路草刈り：5/22～11/20（延べ15回）
- ・水路の泥上げ：3/20（農業組合の手溝堀と共催）



2. 施設の適切な管理のため、異常気象時に点検を実施。

- ・（豪雨後の）水路の点検：9/19（台風14号通過後）他3回



3. 農道への砂利の補充など、通行の障害となる程度の路面の補修を実施。

- ・農道の補修：1/20（L54m×W2.2m） ☆外注



1. 収入の部

区 分	当初予算額 ①	最終精算額 ②	増減額 (②-①)	備 考
借入金	200,000	200,000	0	営農組合から
農地維持 支払交付金	237,160	207,240	-29,920	守山市から ※
その他		55	55	寄付金
合 計	437,160	407,295	-29,865	

※：過年度申請面積過大判明のため調整減額（精算額）

2. 支出の部

区 分	当初予算額 ①	最終精算額 ②	増減額 (②-①)	備 考
返済金	200,000	200,000	0	営農組合へ
地域資源保全 活動費	210,000	162,800	-31,969	農道補修 L54m×W2.2m
		5,900		除草作業料1名
		9,331		除草消耗品等
旅 費	5,000	0	-5,000	
日 当	20,000	24,000	4,000	3/20 水路泥上げ 他
その他	2,160	5,264	3,104	事務消耗品
合 計	437,160	407,295	-29,865	

次年度への繰越額＝収入額（407,295円）－支出額（407,295円）＝0円

規約第23条の規定に基づき、以上のとおり報告します。

石田農地保全会 事務局長兼会計 石田良明 ⑩

監査の結果、上記に相違ないことを認める。

令和4年3月26日

監査役 松岡光一 ⑩

監査役 中西隆三 ⑩

守山市石田町に存する農用地、水路、農道等の地域資源および農村環境の保全に資する以下の活動を実施する。

1. 農用地：畦畔草刈り・法面草刈り（年数回）および異常気象時の見回り・
応急措置
2. 水路：草刈り・泥上げ（年数回）およびゲート類の点検、異常気象後
の見回り・応急措置
3. 農道：路肩・法面の草刈り（年数回）および側溝の泥上げ、路面の維
持、異常気象後の見回り・応急措置
4. 点検：農用地・水路・農道（年数回）
5. その他：農業者による検討会、研修会の実施および地域住民との交流会
並びに研修会への参加

1. 収入の部

区 分	当該年度 予算額①	前年度 予算額②	増減額 (②－①)	備 考
借入金	200,000	200,000	0	営農組合から
農地維持支払 交付金 ※	229,680	237,160	－7,480	守山市から ※ (対象面積変更)
合 計	429,680	437,160	－7,480	

※：対象面積 ~~1,078~~ 1,044a × 交付単価 2,200 円/10a

2. 支出の部

区 分	当該年度 予算額①	前年度 予算額②	増減額 (②－①)	備 考
返済金	200,000	200,000	0	営農組合へ
地域資源保全 活動費	200,000	210,000	－10,000	
旅 費	3,000	5,000	－2,000	
日 当	24,000	20,000	4,000	水路泥上げ等
その他	2,680	2,160	520	事務消耗品
合 計	429,680	437,160	－7,480	

議第5号 構成員の脱会および加入について (農地保全会)

~~議第1号 組合員の脱会および加入について (農業組合)~~

~~議第1号 組合員の脱会および加入について (営農組合)~~

◆農地保全会

脱会届：松岡 光一

加入届：松岡 一茂

……規約に規定なし

◆~~農業組合~~

~~脱会届：松岡 光一~~

~~加入届：松岡 一茂~~

~~……規約第7条では組合長に届出のみで効力発生~~

◆営農組合

~~脱会届：松岡 光一~~

~~加入届：松岡 一茂~~

~~……定款第13条で脱退の事由。第10条で総会での加入の諾否必要。~~

議第6号 役員を選出について (農地保全会)

~~議第2号 役員を選出について (農業組合)~~

~~議第2号 役員を選出について (営農組合)~~

◆農地保全会

監査役の 松岡光一 の脱会により監査役の補充を行う。

(案)

監査役	松岡 一茂
-----	-------

……任期は第6条第2項の規定により前任者の残任期間とする

◆農業組合

~~監事役の 松岡光一 の脱会により監事役の補充を行う。~~

~~(案)~~

幹事役	松岡 一茂
-----	-------

~~……任期は第10条の規定により前任者の残任期間とする~~

◆営農組合

~~監査役の 松岡光一 の脱会により監査役の補充を行う。~~

~~(案)~~

監査役	松岡 一茂
-----	-------

~~……任期は第27条の規定により前任者の残任期間とする~~